

2023年4月3日

新設分割に係る事後開示書面

(会社法第811条第1項第1号及び会社法施行規則第209条に基づく開示事項)

東京都千代田区大手町一丁目4番2号
丸紅株式会社
代表取締役社長 柿木 真澄



東京都千代田区大手町一丁目4番2号
丸紅 I-DIGIO ホールディングス株式会社
代表取締役社長 徳田 幸次



丸紅株式会社（以下「当社」といいます。）は、2023年1月25日付け新設分割計画書に基づき、2023年4月3日を効力発生日として、当社の情報通信業に係る子会社の経営管理事業に関して有する権利義務を、新たに設立する丸紅 I-DIGIO ホールディングス株式会社（以下「新会社」といいます。）に承継させる新設分割（以下「本分割」といいます。）を行いました。

当社が、本分割に関して会社法第811条第1項第1号及び会社法施行規則第209条の定めるところにより、開示すべき事項は以下のとおりです。

1. 本分割が効力を生じた日

2023年4月3日

2. 当社における法定手続の経過

(1) 新設分割の差止請求

本分割は、会社法第805条に規定される簡易新設分割に該当し、同法第805条の2但書に定める場合に該当するため、差止請求を行うことはできません。

(2) 反対株主の株式買取請求手続

本分割は、会社法第805条に規定される簡易新設分割に該当し、同法第806条の適用がありませんので、反対株主は株式買取請求を行うことはできません。

(3) 新株予約権買取請求手続

該当する事項はありません。

(4) 債権者保護手続

本分割にあたって、当社から新会社への債務の承継は行わず、会社法第 810 条第 1 項第 2 号に定める債権者が存しないことから、同条に定める債権者保護手続は実施しておりません。

3. 新会社が当社から承継した重要な権利義務に関する事項

新会社は、当社より、当社の情報通信業に係る子会社の経営管理事業に関して有する権利義務を承継しました。以上の結果、新会社が承継した資産の額は 6,405,947,128 円、負債の額は 0 円となっております。

4. その他本分割に関する重要な事項

該当する事項はありません。

以 上